

第4章 計画の基本的な考え方

4-1. 基本方針

基本方針として、「発生抑制」、「流通及び利活用の促進」、「所有者等への支援の継続」、「管理不全空き家等への対応」の4つを掲げます。

まず、空き家の発生抑制のために空き家所有者や高齢者等に対して啓発していきます。

また行政プラットフォームや空き家バンクの運用により、空き家に関する課題の解決、流通や利活用を促進することで、空き家をまちづくりの資源と捉え、住宅の循環を促し、魅力あるまちづくりを進めていきます。

なお、所有者等はそれぞれ課題を抱えており、その課題を解決するため、行政プラットフォームなどによる支援を継続するとともに、その他の支援制度を検討していきます。

そして条例に基づき、空き家所有者へ適切な管理を促すことで生活環境の保全を図り、市民の安全・安心を確保し、多くの人に住みたい・住みつけたいと思われるまちを目指していきます。



図9 基本方針のイメージ

4-2. 施策の実施時期

住宅の状態は、建築からの時間の経過に加え、所有者の暮らしの変化に応じて変わっていきます。新築から空き家になるまでの流れに合わせた施策及び空き家になってからの施策を推進していきます。

住宅の状態や所有者の暮らしの変化の一例を以下のとおり示します。

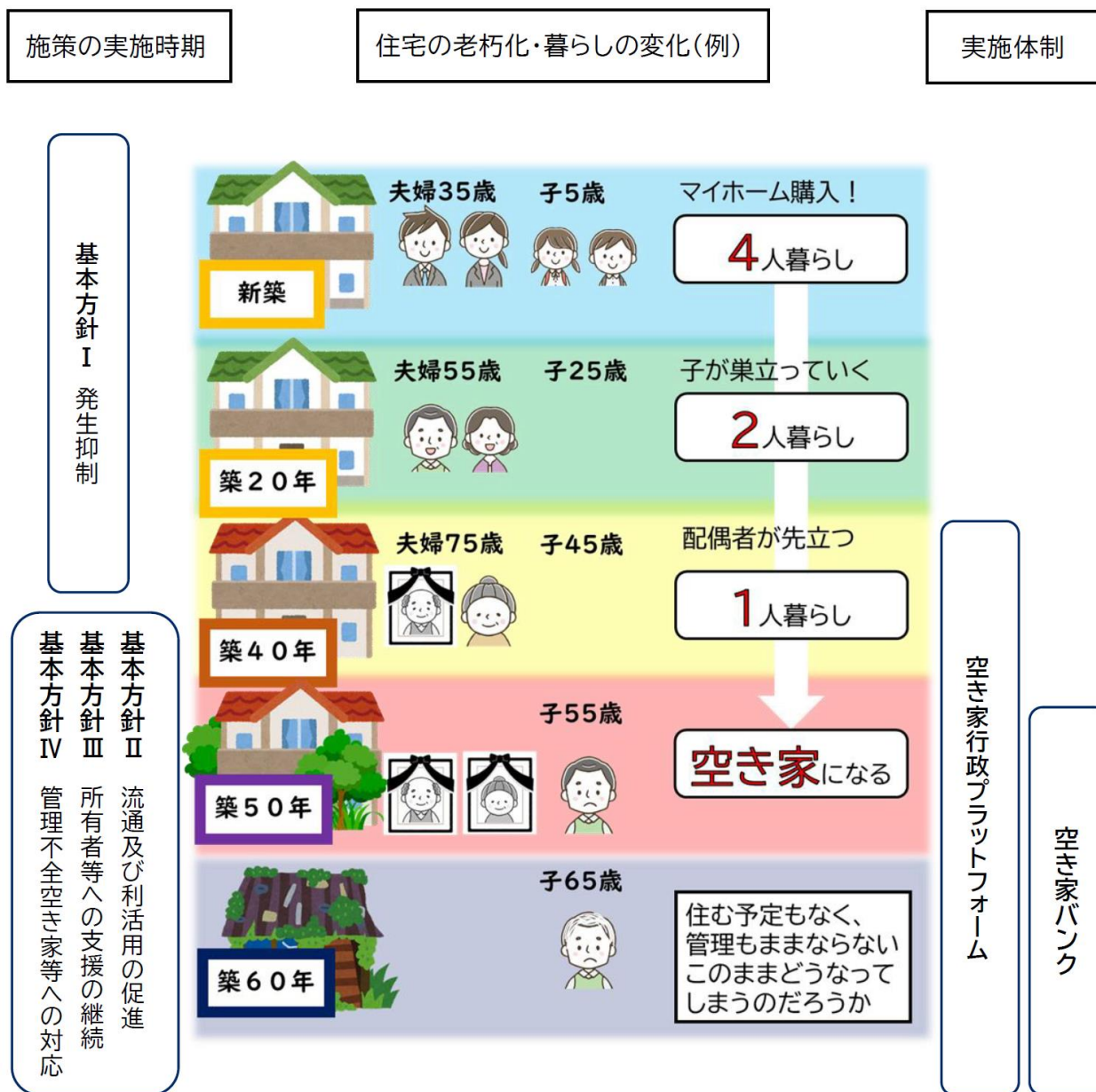


図 10 施策の実施時期イメージ